

新型コロナウイルス感染症にかかる本会議等の対応について

1 本会議

	対 応
1. 議員の出席	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染者及び濃厚接触者は出席しない</li> <li>○発熱等の症状があり感染が疑われる者は出席しない</li> <li>○議会内での感染が疑われる場合、濃厚接触者が特定されるまでの間、次に記載の者については出席の自粛を求める（必要に応じて各会派代表者会議で協議を行う） <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者と長時間の接触があった者</li> <li>・感染者と手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者</li> </ul> </li> </ul>
2. 出席者（議員、当局）への要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底</li> </ul>
3. 議 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空調運転をした上で、議場扉を適時開放し、換気を実施</li> <li>○前面にアクリル板を設置した場所（議長席、演壇、質問者席）ではマスクを外しての発言を可とする</li> <li>○演壇、質問者席に「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き</li> <li>○演壇、質問者席の机上面を発言者入れ替え時に消毒 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 一議員の質問時間（当局答弁）の途中には行わない。</li> </ul> </li> </ul>
4. 議 席	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常どおり（議席間のアクリル板設置）</li> </ul>
5. 質疑、質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>○質問通告後の質問者変更は、次の取扱いとする <ul style="list-style-type: none"> <li>[代表質問] 議運に諮り認めるが、質問通告書の質問内容の変更は認めない</li> <li>[一般質問] 質問者変更を認めず、取り止め</li> </ul> </li> </ul>
6. 討論・表決	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常どおり</li> </ul>
7. 傍 聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3密を避けるため定員の約1/2（100席程度）に制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>但し、車いす傍聴席は席間にアクリル板を設置し、通常の4席を確保</li> </ul> </li> <li>○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請</li> <li>○既定の住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意）</li> <li>○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）</li> </ul>
8. ネット中継・手話通訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常どおり</li> </ul>

## 2 常任委員会

※常任委員会、特別委員会の委員出席については本会議に準じる

	対 応
1. 出席者（委員、当局）への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
2. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○委員長席前面にアクリル板を設置し、委員長はマスクを外しての発言（議事進行）を可とする ○第1～7委員会室、大会議室、中会議室とも、委員長席、委員席間にアクリル板を設置 ○当局側の最前列等、出席者の発言機会が多い場所は机1台に1脚の配席とするなど対人距離の確保に配慮
3. 傍 聴	○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○3密を避けるため一般傍聴人を5名までを目安とし、 <u>5名を超える場合は、団体での傍聴については、その団体の代表者のみとすることを願います。</u> ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
4. 議案付託	○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、議案を議了するために次の取扱いとする [委員会付託前] 付託を省略 [委員会付託後] 本会議で付託を撤回

## 3 予算特別委員会

	対 応
1. 出席者への要請	○マスク常時着用、手指のアルコール消毒を徹底
2. 会場設営	○空調運転をした上で、扉・窓を適時開け、換気を実施 ○2人掛けの委員席間（机上）にアクリル板を設置 ○委員長席、質問者席の前面にアクリル板を設置 ○答弁者席の前面 並びに総括審査の際、自席で立って答弁する知事の前にアクリル板を設置 ※前面にアクリル板がある場合はマスクを外しての発言を可とする ○特別委員会設置日の会場を特別会議室から大会議室に変更 ○質問者席に「ペットボトル、紙コップ」「消毒用ウェットティッシュ」を備え置き
3. 傍 聴	○マスク常時着用、手指アルコール消毒を要請 ○3密を避けるため一般傍聴人を5名までを目安とする ○住所・氏名に加え、連絡先として電話番号の記載を求める（任意） ○県新型コロナ追跡システムの登録を推奨（任意）
4. 議案付託	○委員会の定足数（委員定数の半数以上）を欠く場合、またはそのおそれがある場合は、本会議を開会し、委員の差し替え（委員の辞任及び補充選任）を行う。

## 4 感染予防対策の徹底

### (1) 検 温

自宅での検温もしくは庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温

### (2) 会派控室における対応

- ① マスクの常時着用、手指のアルコール消毒の徹底
- ② 3密を回避する取組の徹底  
(換気の実施、対人距離の確保、飲食をしながらの会話を控える 等)

各会派代表者会議/兵庫県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議

(令和2年 3月16日) (令和2年 4月8日) (令和2年 5月7日)

(令和2年 5月22日) (令和2年 5月29日) (令和2年 6月17日)

(令和2年 6月19日) (令和2年 7月14日) (令和2年 8月7日)

(令和2年 9月16日) (令和2年 11月19日) (令和3年 1月8日)

(令和3年 1月13日)